

「健康くるめ21」計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 「健康くるめ21」計画（以下「計画」という。）の策定及び推進における進捗状況の把握及び管理等をするにあたり、各分野から意見を聴き、参考とするために、「健康くるめ21」計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次の各号について必要な助言を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる団体等の中から市長が委嘱する委員で構成する。

- (1) 医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 学校保健関係者
- (4) 地域保健関係者
- (5) 市民団体
- (6) 市民代表
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定及び進捗状況の管理等に必要な期間とし、市長が決定する。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総務する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部保健所健康推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。